

やなぎ通信

2019年7月号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所



大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎKAIグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所
行政書士法人やなぎKAIグループ

やなぎグループから
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「外国籍の方の相続について（韓国版）」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



司法書士法人やなぎ総合法務事務所 代表社員 柳本良太 よりご挨拶



ようやく梅雨が明け、夏の暑さも本番となりました。

熱中症、夏バテに注意が必要な季節です。しかし、実際に自分が熱中症を引き起こしているのかどうかを判断できる人は意外にも多くないそうで、気づかぬうちに発症しています。

熱中症対策としては「こまめな水分補給」や「エアコンや扇風機の活用」と言われています。

夏に備えて、しっかり対策をしましょう。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所
代表社員 柳本良太

外国籍の方の相続手続きについて どの法律によって手続きをするのか？

相続については、被相続人（亡くなった方）が日本国籍の場合は日本の法律が適用されます。
国際私法に関する事例については「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）により準拠法を定める必要があります。

◆原則は被相続人の本籍のある国の法律を適用

法の適用に関する通則法（以下「通則法」といいます）第36条では「相続は、被相続人の本国法による」旨規定しており、被相続人が外国籍であれば、本籍のある国の法律に基づいて相続手続きをすることになります。

◆地域によって法律が異なる国の場合（例：アメリカの各州）

地域によって法律が異なる国については、「その国の規則に従い指定される法（中略）を当事者の本国法とする」とし、「そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法」を当事者の本国法とする旨規定しています。被相続人の国籍がアメリカである場合、条文中に規定する「その国の規則に従い指定される法」はないのが通説で、「当事者に最も密接な関係がある地域」（密接関係地）を決めなければなりません。つまり、密接関係地となる州の法律が本国法となります。密接関係地は出身地や住所などを参考に決定します。

◆国籍が複数ある場合（例：ヨーロッパ諸国の一部、ロシア、フィリピン、オーストラリア等）

日本では認められていませんが、被相続人が外国人の場合、2つ以上の国籍を持っていることがあります。国により、多重国籍を認める国や条件付きで容認する国があります。通則法では、当事者に2つ以上の国籍がある場合について「その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする」旨規定しています。日本の国籍がない場合は、「その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする」旨規定しています

◆本国法の規定で日本法に従う場合（例：アメリカ・イギリス・中国等における不動産について）

通則法第41条では「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による」と定められています。アメリカ、イギリス、中国などでは、現預金や有価証券など動産の相続は被相続人の本国の法律に従うこととされている一方、不動産の相続はその所在する国の法律に従うこととされています。たとえば、被相続人の国籍が中国である場合は、日本にある不動産については日本の法律に基づいて相続することになります。

いずれの場合も専門的な判断になりますので、国際的な相続等を得意とする専門家に相談されるのが良いでしょう。

韓国籍の方の相続の場合

韓国の法定相続人の範囲 比較！

相続順位	韓国	日本
第1順位	被相続人の直系卑属 + 配偶者	子 + 配偶者
第2順位	被相続人の直系尊属 + 配偶者	直系尊属 + 配偶者
第3順位	被相続人の兄弟姉妹	兄弟姉妹 + 配偶者
第4順位	被相続人の四親等以内の傍系血族	なし

韓国民法と日本民法との主な相違点！

- ★ 配偶者の相続分は、直系卑属(又は直系尊属)の相続分の **5割加算**となります。
- ・ 配偶者がいる場合には、兄弟姉妹や4親等以内の傍系血族(叔父・叔母・従兄妹)には相続権はありません。
- ・ 子が被相続人より先に死亡している場合(代襲相続が発生しているときは)、その子の配偶者も代襲相続人になります。日本の場合は孫のみに代襲相続されます。
- ・ すべての子が相続放棄したときには、その相続順位は「孫」に移ります。日本の場合は被相続人の「親」に相続順位が移ります。
- ・ 子及び子の配偶者のすべてが死亡している場合、孫は代襲相続人の立場ではなく、第一順位直系卑属である相続人になりますので相続分の計算に注意が必要です。代襲相続が発生する(被代襲相続人となる場合)は「直系卑属」「兄弟姉妹」のみになります。

遺言をするメリット

法定相続または遺産分割協議による場合は、被相続人については出生にさかのぼる戸籍が必要となりますが、遺言を作成してあれば、原則として被相続人が死亡した事実を証する証明書(又は戸籍)と相続人であることの証明書で手続を進めることが可能です。(ただし、金融機関により取り扱いが異なる場合があるため注意)

韓国籍の方が、日本の遺言を作成できるのか？

韓国の国際私法の第7章相続 第49条に定めがあり、遺言を作成した被相続人が死亡時まで日本に常居所を維持した場合に限り、韓国の方も日本の方式(法律)で遺言することができるとされています。

遺言がない場合の法定相続分には、日本と韓国では違いがあります。韓国籍の方が**帰化して日本国籍を取得**すれば、日本の法律により相続手続きがおこなわれますので、相続人の範囲が変わり相続人によっては相続分が増えることもあります。“**帰化・遺言・相続**” いずれも弊所グループにてワンストップでご対応可能ですので、詳しくは弊所無料相談をご利用ください。

今月のお客様の声 ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

東大阪市 お住まいMのさん

遺言を一冊に考えていたのを、心強かつ安心して
書いてあげた。これからの人生、心置きなく暮らして
暮らしていける。ありがとうございます。

大阪市 お住まいのTさん

丁寧にご説明いただき本当にありがとうございました。僕らの
知識が少しでもお役にたてれば幸いです。理解して、
感謝しております。

次回TOPICテーマは
“**外国籍の方の相続
(中国)について**”
お楽しみに……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート

TEL: 0120-021-462 FAX: 06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

